

「就学援助制度」について（お知らせ）

津南町教育委員会では、経済的な理由でお困りのご家庭に、小・中学校でかかる費用（学用品費、給食費、修学旅行費など）を援助する制度を設けています。

- 就学援助の希望の有無にかかわらず、別紙の申請書に必要事項を記入・押印のうえ、配布時の封筒に入れて学校へ提出してください。（1世帯につき、1枚提出）
- 対象者が複数の場合であったり、通っている学校が異なる場合であっても、1枚にまとめてご記入ください。提出先はどの学校、学年でも構いません。

【就学援助の内容（予定）】

援助費目	小学生	中学生	備考
学用品費	11,630円	22,730円	
通学用品費	2,270円	2,270円	第1学年を除く
校外活動費	1,600円(3,690円)	2,310円(6,210円)	() 書きは宿泊を伴う場合
新入学用品費	64,300円	81,000円	第1学年のみ
体育実技用具費 (スキー用具)	26,500円以内 (第1～3学年と第4～6学年の間にそれぞれ1度支給) ※スキー靴のみ 2年に1度支給	38,030円以内 (第1～3学年の間に1度支給)	アルペン又はクロカンどちらか一方で、児童・生徒全てが個々に用意するもの。 (板・靴・ストック・金具等) セット購入以外の単品でも援助費の対象とします。
修学旅行費	実費	実費	交通費、宿泊費及び見学科等 (小学校・中学校で1回ずつ)
学校給食費		実費	
医療費	実費	実費	学校病
クラブ活動費	2,760円以内	30,150円以内	
生徒会費	4,650円以内	5,550円以内	
P T A会費	3,450円以内	4,260円以内	
卒業アルバム代等	11,000円以内	10,000円以内	
オンライン学習通信費	15,000円	15,000円	
スポーツセンター共済金	実費	実費	

- ※ 医療費については学校における検診等の結果、下記の疾病（学校病）と診断され治療の必要があるときは、援助の対象となります。ただし、入院治療およびアレルギー性の疾患を除きます。
学校病：トラコーマ、結膜炎、白癬、疥癬、膿痂疹（とびひ）、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯（虫歯）、寄生虫病（虫卵保有を含む）
- ※ 生活保護を受けている世帯は、修学旅行費と医療費のみ対象となります。
- ※ 体育実技用具費と医療費の援助を受ける際は、領収書を教育委員会へ提出してください。
- ※ 新入学用品費を入学前に支給を受けた場合は、今回の予定単価との差額分を支給します。

【援助の対象となる世帯】

- 生活保護（教育扶助）を受けている世帯
- 次のいずれかに該当する世帯
 - 生活保護の停止又は廃止
 - 世帯全員が町民税非課税
 - 児童扶養手当の支給
 - 生活福祉資金の借受け
 - 町民税、事業税、固定資産税、国民年金保険料、国民健康保険料の減免

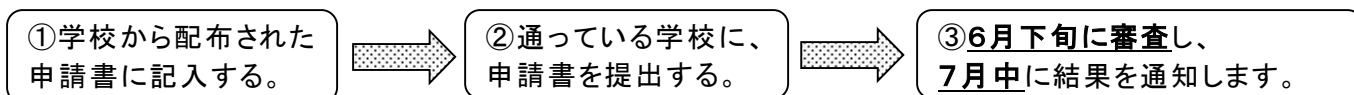
- ⑥ 世帯の前年総所得額が、町の定める基準以下の世帯
津南町の定める基準 ※家族構成と所得の例

家族構成	合計所得額
母（30歳）・子（6歳）	231万円程度以下
父（35歳）・母（32歳）・子（6歳）	250万円程度以下
父（42歳）・母（39歳）・子（13歳）・子（11歳）	301万円程度以下
父（37歳）・母（35歳）・子（10歳）・子（6歳）・子（4歳）	341万円程度以下
父（37歳）・母（35歳）・子（10歳）・子（6歳）・祖父（64歳）・祖母（61歳）	365万円程度以下

※あくまで目安です。家族構成、年齢及び家賃の有無などによって世帯ごとに異なります。

【就学援助の申請・認定方法について】

●申請手続きの流れ



●提出する書類「令和8年度 就学援助申請書」の記入方法

- ① 1世帯につき1枚の申請書をご提出ください。
 - ② 表面上段の「児童生徒の学校・学年・氏名」欄、「申請者の氏名・住所」欄、「就学援助費の申請の有無」欄については、全員が記入してください。
 - ③ 裏面下段の「同意書」は、ご家庭の世帯状況や所得・課税状況を確認するために必要なものです。就学援助を希望する方は必ず署名・押印してください。
 - ④ 裏面上段の「世帯の状況」欄には、対象の児童生徒を除く同居の家族全員について記入してください。なお、単身赴任中の保護者や別住所の扶養親族についても記入してください。
- ※国民年金保険料の減免を受けている場合は、国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書の写しも同封してください。

●申請上の注意

令和8年1月1日現在で津南町以外に住所があり⑥に該当する方は、令和8年度の所得・課税証明書を転入前の市町村から取り寄せて提出してください。（※提出時期はご相談ください）

【申請期限】 **令和8年4月30日（木）までに学校へご提出ください。**

※これに間に合わない場合でも随時申請を受付けますが、認定までに時間をいただきます。

【認定について】 令和8年7月中に教育委員会より結果についてお知らせします。

※新入学用品費の入学前支給の対象者におかれても、改めて申請をしていただき判定します。その結果認定されなかった場合は、支給した費用をご返還いただきます。

【支給について】

●支給時期

年3回（8月、翌年1月、3月）

※6月以降に申請・認定された方は、認定の翌月分からの支給となります。年度当初まで遡っての支給は行いません。

●支給方法

保護者の口座に振り込みます。ただし、学校経費に滞納がある場合は学校長口座へ振り込み、学校給食費に滞納がある場合は町学校給食費に充当します。

【その他】

年度途中でも経済の変化等で申請したい方はいつでも申請ができます。詳細は下記までお気軽にご相談ください。

就学援助についてのお問い合わせ先
津南町教育委員会 子育て教育班 TEL:765-3118
 （津南町役場 2階）